

令和6年4月16日作成

<厚生労働省年金局から日本年金機構への指導内容>

厚生年金保険料の滞納・猶予適用事業所への対応について

- 滞納・猶予適用事業所に係る対応については、国税関係法令に基づく取扱いを徹底し、以下について年金事務所に対し周知・徹底するとともに、徴収職員への各種研修を通じて浸透を図る。
 - ・ 事業継続が困難な場合における国税関係法令に基づく申請の猶予と職権の猶予について、いずれも、1年以内を原則としつつ、状況に応じてさらに1年延長することも可能であり、各猶予が全て適用されれば4年の猶予が可能であること
 - ・ 各月に納付させる金額は、均等型だけでなく、滞納者の財産の状況から見て、合理的かつ妥当なものとする変動型の納付計画を認めること
 - ・ 猶予取消の要件に該当する場合（※）であっても、予定されていた入金がされなかった等のやむを得ない理由があると認められる事情の有無を確認すること
 - （※）納付計画の不履行や新たな滞納が発生した場合等
 - ・ ただし、納付協議に応じない場合や財務資料を提出しないなど、納付に対する誠実な意思が認められない場合は、滞納処分（差押等）に移行すること